

生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の認定のご案内

(令和5年度 5月版)

横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課

1 認定手続きについて

(1) 認定就労訓練事業は、健康福祉局生活福祉部生活支援課（以下、「生活支援課」といいます。）への申請をお願いします。

(2) 申請は、所定の申請書（第1号様式）を用いてご提出をお願いします。

また、申請の際、欠格事由に該当していないこと、認定就労訓練事業を実施するにあたり必要な事項についてご誓約いただきます。（第2号様式）

(3) 申請の受け付けは直接持参若しくは郵送にてお受けします。**また、訓練先のヒアリング及び実地確認を実施します。**申請後、日程を調整するため生活支援課からご連絡いたします。

※FAX・Eメールでの申請は受け付けません。（法人印等をいただいているため）
電話番号：045-671-2429（生活支援課）

（提出先）

【郵送】【持参】：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10（横浜市役所）

2 認定・不認定の通知について

(1) 認定・不認定の結果については申請書に記載された「申請者」の住所地に決定通知書を送付します。

(2) 申請後、おおよそ1～2カ月程度での送付を想定していますが、申請状況により前後することがあります。

3 第2種社会福祉事業の届出について

定員10名以上を対象とした認定就労訓練事業については、社会福祉法で規定されている第2種社会福祉事業に該当します。

第2種社会福祉事業の届出に関しては、認定の申請をいただいた後に別途ご案内いたします。

※生活支援課が窓口になりますので、ご不明な点がございましたらお問い合わせいただくようお願いします。

4 その他

就労訓練事業に関するご相談については随時対応いたしますので、お問い合わせいただくようお願いします。

5 横浜市就労訓練事業支援センターについて

横浜市では、就労訓練事業に関して事業所の負担軽減を目的とする「横浜市就労訓練事業支援センター」を設置しています。

就労訓練事業の認定に関する相談や就労訓練事業の実施にあたり不安なことやわからないことなどを調整・解決します。

横浜市就労訓練事業支援センターにご登録いただき、円滑に就労訓練事業を実施できるよう事業所のみなさまのお手伝いをさせていただきます。

相談の具体例

- ・ 就労訓練事業の実施にあたり申請の補助をしてほしい。
 - ・ 就労訓練事業の利用者にどのような業務をお願いすればよいのか。
 - ・ 就労訓練事業の利用者を受け入れたが、利用者の作業に問題がある。
 - ・ 就労訓練事業の利用者にいいづらいことがあるので代わりに伝えてほしい。
 - ・ 自立相談支援機関はどのように就労訓練事業の利用者を支援しているのか知りたい。
- など

横浜市就労訓練事業支援センター

〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル11階

電話 045-290-7239 FAX045-290-7235

(問合せ先)

所管：横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課 住所：横浜市中区本町6-50-10

TEL：045-671-2429 E-mail：kf-seikatsushien@city.yokohama.jp

6 提出書類

(1) 必要書類について

生活困窮者就労訓練事業認定申請書の他に次の書類を提出していただきます。

添付書類	要件等
1、事業所の平面図及び写真 (写真は、事業所の外観や就労訓練等が行われる場所) 2、事業所の概要がわかる書類及び法人等の組織図 3、直近の貸借対照表及び収支計算書の写し	(イ) 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること
4、就労訓練事業を行う者の役員名簿	(ウ) 法人やその役員が欠格要件に該当しないこと
5、非雇用型の利用者が被った災害について加入している保険の保険証書の写し 6、上記保険のパンフレット等(契約書及び補償内容がわかる資料等) ※加入してない場合は、加入予定の保険のパンフレット等を提出	(エ) 就労訓練事業の利用に係る災害(労働基準法第9条に規定する労働者を除く)が発生した場合の補償のために必要な措置
7、誓約書(要領第2号様式)	(オ) 1～7を誓約及び同意し、提出
8、全部事項証明書や「事業の運営体制に関する書類」等、必要がある場合別途依頼します	(カ) その他市長が必要と認める書類

(2) 申請書類作成にあたっての留意事項

- ① 使用する印鑑は、法人の代表者印を使用して下さい。
- ② 申請書類の大きさは、特段の定めがない限り、A4サイズ(日本工業規格A列4番)としてください。
- ③ 1, 2, 3, 4については、社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、不要です。
- ④ 6, 7については、事業所で任意に保険加入する場合にはご提出ください。
(就労訓練センターにおいて訓練参加者を被保険者とした損害保険契約に一括して保険加入しています)

【参考】厚生労働省ガイドラインから抜粋

認定基準

(就労訓練事業者に関する要件)

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。
- (3) 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
- (4) 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
- (5) 欠格事由に該当しないこと。

(就労等の支援に関する要件)

- (1) (2) に掲げる対象者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者(就労支援担当者)を配置すること。
- (2) 対象者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。
 - イ 対象者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること(=就労支援プログラム)
 - ロ 対象者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
 - ハ 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、対象者に対する就労等の支援について必要な措置を講じること。

(安全衛生に関する要件)

対象者(労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者を除く。)の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定に準ずる取扱いをすること。

(災害補償に関する要件)

事業の利用に係る災害(労働基準法第9条に規定する労働者に係るものを除く。)が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること

欠格事由

以下に該当する者は、就労訓練事業を行うものとしては適切でない。

- (1) 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (2) 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第

- 6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）が事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- (4) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 5 条第 1 項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
 - (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続き開始の申立てが行われている者
 - (7) 破産者で復権を得ない者
 - (8) 役員のうち①から⑦までのいずれかに該当する者がある者
 - (9) 上記のほか、その行った就労訓練事業（過去5年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者